

特定県内希少野生動植物種の追加指定について

1 概要

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、特に保護を図る必要があると認められる野生動植物 7 種を新たに特定県内希少野生動植物種として指定しました。

条例が施行された平成 27 年に 11 種を指定して以降、初めての追加指定であり、今回の指定により、特定県内希少野生動植物種は、18 種（動物 4 種、植物 14 種）となります。

2 追加指定した特定県内希少野生動植物種

| 分類群 | 名称（和名） | 県レッドデータブックカテゴリー | 指定年月日 |
|-------|-----------|-----------------|----------------|
| 昆虫類 | ベニイトトンボ | 絶滅危惧 I B 類 | 令和 5 年 9 月 8 日 |
| 維管束植物 | キンセイラン | 絶滅危惧 I A 類 | |
| 維管束植物 | クマガイソウ | 絶滅危惧 I A 類 | |
| 維管束植物 | カキラン | 絶滅危惧 I A 類 | |
| 維管束植物 | チチブシロカネソウ | 絶滅危惧 I A 類 | |
| 維管束植物 | カイフウロ | 絶滅危惧 I A 類 | |
| 維管束植物 | チョウジソウ | 絶滅危惧 I A 類 | |

3 特定県内希少野生動植物種に関する規制等

- ・ 特定県内希少野生動植物種を許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）することや、条例に違反して捕獲等をした特定県内希少野生動植物種の個体やこれらの加工品（規則で定めるもの）を譲渡し等することはできません。
- ・ 条例に違反すると 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

<参考>群馬県ホームページ（群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例等）

<https://www.pref.gunma.jp/page/7050.html>